

指定校変更(通学区域以外の学校への就学)申請に係る添付書類について

指定校変更は、希望する学校が施設面等で受入れが困難とならない場合・当該申請に係る学校の学校規模が不適正とならない場合において、申請の理由に応じた添付書類などをつけて、変更の申請をすることができます。

申請理由	添付書類など
1 転居による場合	
(1) 現に通学している学校に引き続き通学を希望するとき	●添付書類は必要ありません。 ただし、転居前に在籍校にて校長面談をおこない通学途中の安全確認をして内諾を受けてください。
(2) 近い将来、転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望するとき	●転居先の住所、引渡日(入居日)、契約者の現居住地・氏名(押印)・契約日等が公的に証明できる書類の写し “賃貸借物件”の場合は、『賃貸借契約書』等の写し “購入物件”の場合は、『家屋建築(工事請負)契約書』等の写し(土地の売買契約書のみは不可)
2 地理的な理由による場合	
(1) 指定校へ通学するよりも、明らかに通学距離が短縮される隣接校への通学を希望するとき	●指定の添付資料はありません。 ただし、希望により申請理由などを補足できるものを添付することはできます。
3 家庭環境による場合	
【承認期間は最長2年です。要件を満たして再申請をすることで承認期間の延長が原則可能です。】	
(1) 共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、保護者の勤務地がある学区の小学校への通学を希望するとき	●保護者(共働きの場合は両親とも)の在職証明書 ※在職証明書は調布市ホームページからご確認ください。 ※緊急時にその勤務地に子どもを引き取ることが可能であることが要件となります。
(2) 自営業等で店舗等の方が生活の本拠地となっている場合に、その店舗等がある学区の学校への通学を希望するとき	●本拠地となっている店舗所在地と、業をおこなっていることを証明できるものなど 例) 営業許可書の写しなど ●保護者(共働きの場合は両親とも)の在職証明書 ※在職証明書は調布市ホームページからご確認ください。
(3) 共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、児童がいったん親類宅等に下校する場合、その親類宅等がある学区の小学校への通学を希望するとき	●保護者(共働きの場合は両親とも)の在職証明書 ●保護者と預かる者(帰宅先)の念書 ●預かる者(帰宅者)の身分証明書 ※在職証明書・念書は調布市ホームページからご確認ください。 ※この預かる者には、保護者と同等の責任が生じます。 また、希望校への就学が認められた場合は、学校における緊急連絡先として登録をしていただくこととなります。
<p>※ 共働き家庭とは、原則、各保護者が週30時間以上の勤務を行っている場合を指します。</p> <p>※ 在職証明書・念書の書式は、調布市ホームページからダウンロードできます。 トップページ>子育て>教育>学校・就学>入学・転入・転校>通学区域外の学校へ就学を希望する方へ>在職証明書様式見本 又は 保護者・預かり者念書様式見本</p>	
4 その他	
(1) 転入学時に兄及び姉が通学している小学校への通学を希望するとき(転入学の時点で、兄姉が卒業している場合は除く) ※受入制限校の承認期間は兄及び姉の卒業まで	●添付書類は必要ありません。 申請書に、兄・姉の名前と学校名・学年を記入してください。
(2) 健康上の理由により、学校を変更する方がのぞましいことが明らかるとき	●変更を希望する健康上の理由についての説明文と、そのことを確認できるもの(医師の診断書など)
(3) 特別な事情があり教育的配慮が必要であると教育委員会が認めたとき	●教育委員会が必要と認める書類

※ 必要に応じて、このほかの書類を提出していただく場合もあります。
 ※ 申請書に、居住地より希望校までの通学所要時間・通学方法等を記入していただきますので、事前に確認をしておいてください。

お問合わせ先：調布市教育委員会学務課 電話042-481-7474